

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	食品衛生法(昭和22年法律第233号)
規制の名称	乳等の衛生証明書の添付等の輸入要件化
規制の区分	新設
担当部局	医薬・生活衛生局食品監視安全課
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>輸入される乳等が人畜共通の疾病の感染源となることを防止し、食品衛生の確保を図るため、乳等の輸入に当たっては、一定の疾病等に罹患した獣畜の乳又はこれを使用して製造等された乳製品でない旨の証明書の添付を求めることとする。</p> <p>また、輸入時における安全対策に加え、輸出国における安全対策を一層推進し、輸入食品の更なる安全性確保を図るため、生産地における食品衛生上の管理の状況によっては食品衛生上のリスクが高まるおそれがある食品(※)の輸入に当たっては、生産地における食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を法律上規定する。</p> <p>※ 生食用カキやフグを想定。</p>
直接的な費用の把握	<p>遵守費用として、衛生証明書を添付するための費用が発生するが、現在も、乳等については動物検疫において証明書が義務付けられ、フグについては運用上で証明書添付を求めているなど、追加的な費用は一定程度抑制されるものと考えられる。</p> <p>行政費用として、輸出国政府との衛生要件、衛生証明書の様式の協議のための費用、衛生証明書の内容を確認し、必要に応じて指導するための費用が発生するが、現在も運用上で証明書添付を求めているなど、追加的な費用は一定程度抑制されるものと考えられる。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>輸出国政府による衛生証明書の添付を法律上義務付けることによって、その実効性が担保され、対象となる輸入食品の安全性確保に資する。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の把握	<p>改正案を導入することにより、一定の遵守費用が発生するが、一定の輸入食品について、輸出国政府による衛生に関する証明がなされた食品のみが輸入されることとなり、輸入食品の安全性確保に資するという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。輸出国政府や輸入事業者は、衛生証明書を添付する費用が新たに発生するが、これまでも、乳、乳製品等については、動物検疫において、水産食品については、通知に基づき、衛生証明書の添付を求めていることから、追加的に発生する費用は大きくないことが期待できる。その他、衛生証明書の様式の協議や内容の確認、指導のための費用が新たに発生する。衛生証明書の添付を義務付けることによって、乳、乳製品、水産輸入食品等による食中毒リスクの低減が期待できる。</p>
代替案との比較	<p>輸入食品の安全性を確保するために必要な規制内容であり、代替案は想定されない。</p>

<p>その他の関連事項</p>	<p>食品衛生法改正懇談会「食品衛生法改正懇談会取りまとめ」(平成29年11月8日) (4)輸入食品の安全性確保 (輸出国段階の対策強化) ○ こうした状況を踏まえ、米国やEUと同様に、国内においてHACCPによる衛生管理がなされているものと同種の輸入食品については、HACCPによる衛生管理を要件とするなど、輸入時(水際)の衛生対策だけではなく、輸出国段階での衛生管理対策の強化を図る必要がある。 ○ また、食品の中でも特に適切なリスク管理が求められる動物性食品のうち、食肉等については、現在、輸出国政府機関が発行した衛生証明書により、輸出国における検査や管理が適切に行われている旨を確認しているが、日EUEPAとの関係で輸入量の増加が見込まれる乳製品や生産地での衛生管理が重要な水産食品等についても、食肉等と同様に、輸出国政府機関が発行した衛生証明書を輸入の要件とすべきである。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>食品衛生法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>